

長谷川晶一様

2012年6月12日

日本ロボット学会
会誌編集委員会

「日本ロボット学会誌」へのご執筆方お願いの件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、過日開かれしました編集委員会にて、貴殿に下記の要領により本会誌へのご執筆をお願いいたすことになりました。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、何卒お引き受け下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

種別 (仮) : 解説

表題 (仮) : Springhead

ページ数 : 6 ページ (1 頁は 1600 字程度)

原稿締切日 : 2012 年 7 月 30 日 (月)

備考

(1) 別紙「原稿ご執筆にあたってのお願い」および「依頼原稿作成要領」をご高覧の上、原稿をご執筆いただけますようお願いいたします。

(2) ご送付いただくものは、原稿 (プリントアウトしたもの)・図版原稿・顕写真 (画像データ不可)・著者紹介 (150 字以内)・原稿を収めた FD (CD・MO) および同封いたしました一般記事寄稿票・著作権譲渡書となります。

(3) 執筆にあたっては、学会誌の性格上、公平な立場からの解説という点にご留意下さい。

(4) 和文誌に掲載されるすべての論文、解説、一般記事に関して、同封の著作権譲渡書を提出していただくことになりました。ご執筆の際には、第三者の著作権その他の権利を侵害していないか十分にご注意いただけるようお願いいたします。

原稿ご執筆にあたってのお願い

日本ロボット学会
会誌編集委員会

1. 原稿締切日は、¹12年 7月 30日(月)です。

お願いいたしました原稿が遅れますと出版期日が延期になる等、他の執筆者の方々へご迷惑がかかりますので締切日を厳守して下さい。

2. 執筆の際、次の点についてもご配慮下さい。

(a) 会員には専門家以外の方もおりますので、内容は分かりやすく、読みやすくなるようご配慮下さい。

(b) 本特集号は全体のページ数が厳密に割り当てられ、お願いするページ数が決まっておりますので、そのページ数でのご執筆をお願いいたします。
校正紙を作成した段階で依頼ページ数を超過していた場合、短縮をお願いすることもありますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、図表・写真の挿入は積極的にお願いたしておりますが、その分文章の量は減らしていただく必要がありますのでご注意ください。

6ページでご執筆をお願いしている方は、タイトル・著者紹介等を除いて、本文は26文字×360行程度となります(図表分も含めた分量です。図表の量に応じて本文は減らして下さい。例えば、縦5cm×横7cmの図の場合10行程度のスペースが必要です)。また、著者が複数おいでの場合は、全員の著者紹介も含め6ページに収まるようご注意ください。

(c) 図表・写真を他の雑誌・図書等より引用される場合は、版權所有者(著者・出版社等)の了解を得て下さい。

3. 原稿の作成について(別紙「お願い」も必ずご覧下さい)

(a) ワード等による原稿作成

A4版の用紙に全角26文字(1行)×24行でプリントし、テキスト形式でFDもしくはCD・MOに収めて下さい(詳細は「依頼原稿作成要領」をご覧ください)。

(b) Texを使用しての原稿作成

学会HP(<http://www.rsj.or.jp/jrsj/jrsj-style.html>)にあります解説記事用スタイルファイルを必ずご使用いただけますようお願いいたします。

*** いずれの場合も、プリントアウトした原稿および図版とFD(CD・MO)を同封して下さい。**

原稿提出先: 〒113-0033 東京都文京区本郷2-19-7 プルードビルディング2F

日本ロボット学会 会誌編集委員会

TEL: 03-3812-7594 FAX: 03-3812-4628

II. A. 一般記事寄稿補則

本補則は、一般記事の寄稿について定めたものである。

1. 記事の種類と寄稿の形態

一般記事は依頼稿のほか投稿も受け付ける。ただし、「会報」は依頼稿のみとする。

2. 寄稿できる者の資格

寄稿できる者は、依頼稿においては編集委員会が選定した者、投稿においては原則として本会の会員とする。

3. 原稿の作成

寄稿に際しては、「II. A. 一般記事寄稿補則」に従って原稿を作成する。使用言語は、日本語または英語とする。

4. 原稿の提出

原稿は、作成要領に定めた提出物に本会指定の一般記事寄稿票に所定事項を記入したものを添付して、本学会事務局に提出する。

原稿の提出先：〒113-0033 東京都文京区本郷2-19-7 ブルデイング2 階

一般社団法人日本ロボット学会会誌編集委員会宛

(提出時の封筒には「一般記事原稿在中」と朱書のこと)

5. 原稿提出の期限

依頼稿については、依頼時に指定した期限までに原稿を提出する。期限までに提出されなかった場合には、依頼を取り消すことがある。投稿については、随時受け付ける。

6. 照会への回答および修正

寄稿された原稿は、「II. B. 一般記事査読補則」に従って査読される。査読者からの照会および編集委員会からの修正要求があった場合には、寄稿者は期限内に速やかに回答すること。

7. 採録と掲載の決定

査読にて採録可と判定された寄稿は、採録が決定する。採録が決定した寄稿の掲載は、依頼稿については依頼時に予定した巻・号とし、投稿については編集委員会において適宜判断し決定のうえ著者に通知する。なお、編集上の都合により、掲載時期等が変更される場合がある。

8. 著者校正

掲載が決定した寄稿の印刷に際し、初校の著者校正を依頼する。その際、本会からの特別な指示がない限り、誤植の修正程度にとどめ、内容の追加・変更を行なってはならない。

9. 原稿料の支払い

寄稿された記事が掲載された場合には、著者に本会の定めにより原稿料を支払う。また、原則として掲載誌を一部贈呈する。なお、別刷りは有償注文とする。

10. 著作権の帰属

掲載された記事の著作権は、「一般社団法人日本ロボット学会著作権規定」に則る。

平成 24 年 5 月 1 日
東北大学 鏡 慎吾
国立情報学研究所 稲 邑 哲也

日本ロボット学会誌 30 巻 9 号 特集 目次案

特集号タイトル 「ロボテイクス研究のためのソフトウェアツール I」

展望

ロボテイクス研究におけるソフトウェアのこれまでとこれから(仮), 稲葉雅幸 (東大) 6p

解説

ROS (仮), 岡田慧 (東大) 6p

Kinect によるユーザインタラクション(仮), 中村 薫 (ゲッシユ) 6p

Springhead (仮), 長谷川 晶一 (東工大) 6p

事例紹介

RT コンポーネントの開発・活用事例(仮), 菅佑樹 (ロボテイクスエンジニア) 4p

YARP によるアプリケーション連携(仮), 渡辺哲陽 (金沢大) 4p

Kinect のロボット応用(仮), 柴田智宏 (奈良先端大) 4p

機械学習のためのソフトウェアツール(仮), 下坂正倫 (東大) 4p

運動学・動力学計算のためのソフトウェア開発(仮), 杉原知道 (阪大) 4p

日本ロボット学会 一般記事寄稿票

受付番号

学会受付日

寄稿種別: ☐ 投稿記事 ☒ 依頼記事 [30-9]

記事種別: ☐ 随想 ☐ 展望 ☐ 解説 ☐ 談話室 ☐ 資料 ☐ 講座 ☐ 事例紹介 ☐ 講演 ☐ 座談会
☐ 製品紹介 ☐ 書評 ☐ 文献紹介 ☐ 博士論文紹介 ☐ 会報 ☐ 国際会議報告 ☐ イベント報告
☐ 最終講義報告 ☐ Q&A ☐ 読者の欄 ☐ 放談室 ☐ 研究室紹介 ☐ その他

題名(和文):

(英文):

著者名(和文) (ローマ字)	所属(和文) (英文)	所在地(和文) (英文)	会員種別 会員番号
1)			正・学・非
2)			正・学・非
3)			正・学・非
4)			正・学・非
5)			正・学・非

[寄稿内容] ☐ 文書原稿 _____ ページ ☐ 図 _____ 枚 ☐ 表 _____ 枚

本著作物は日本ロボット学会一般記事寄稿規程に合致するものであり, 以降の取扱いについては
同取扱い規程に従うことを承諾する.

年 月 日 代表者氏名(自署) 印

連絡先: 〒

所在地

所属

担当者

TEL: _____

FAX: _____

E-mail: _____

様

[原稿料振込先] 銀行名: _____ 支店名: _____
口座番号(普通): _____ 銀行口座名義人: _____

日本ロボット学会著作権規程

2011 年 11 月 15 日理事会制定
2011 年 12 月 16 日理事会改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ロボット学会（以下、本学会）が編集、発行、公開する著作物に関する著作権に関して定める。

(対象)

第 2 条 本規程は、本学会が編集、発行、公開する全ての著作物を対象とする。なお、著作物には電子データも含まれる。

(著作権の帰属)

第 3 条 本規程に定める著作物の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定される全ての権利）は、原則として本学会に帰属する。

(著作物利用の許諾、および対価の活用)

第 4 条 本規程に定める著作物の複製あるいは転載に関して、第三者からその許諾の要請があり、本学会が必要と認めた場合には、本学会が著作者に代わって許諾することができる。また、理事会の承認を経て外部機関に利用許諾に関する権限を委託することができる。

2 前項の処置により第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会が受け入れ、学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第 5 条 著作者自身は、原則として自らの著作物の全部、またはその一部を複製あるいは翻訳・翻案などの形で、本学会の著作物の利用であることを明記の上で、他の著作物に利用できる。ただし、著作物の全部の複製の形で他の著作物に利用する場合には、その旨本学会に事前に文書で届け出て許諾を得なければならない。

2 本規程に定める著作物の発行あるいは公開以降であれば、著作者は、学会への申告なしに自らの著作物の全部を著作者個人の Web サイトなど、もしくは著作者所属組織の Web サイトなどに掲載することができる。ただし、著作物は本学会が提供する電子データを改変なしに掲載し、本学会の著作物であることを明示すること。また、著作物を Web 上に公開することによって、著作者もしくは第三者が金銭的な利益を得てはならない。

(著作者の責任)

第 6 条 本規程に定める著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

(例外的取り扱い)

第 7 条 本学会の著作物の取り扱いに関して別段の取り決めがある場合には、本規程に優先して適用されるものとする。対象となる著作物は、日本ロボット学会著作権管理委員会により定める。

(本学会の責任)

第 8 条 本学会は、著作者より著作物が引き渡された後、可及的かつ速やかに出版などの手段で公開を行い、著作者の便益をはかるものとする。

2 第三者から著作権侵害が行われた場合、本学会は著作者と協力して、その侵害を排除するなどこれを処置する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は 2011 年 11 月 15 日より実施する。
2. この規程は 2011 年 12 月 16 日より改訂実施する。

日本ロボット学会 著作権譲渡書

(AUTHOR WARRANTY and TRANSFER OF COPYRIGHT AGREEMENT)

著者全員は、「一般社団法人日本ロボット学会著作権規程」に基づき、以下に示す論文(およびこれに付随した動画)^(*)の著作権を一般社団法人日本ロボット学会に譲渡することを承諾いたします。また、以下に示す論文(およびこれに付随した動画)^(*)は、過去に公開されたことがなく、他の雑誌等に掲載の予定がないこと、第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害しないことを保証いたします。また、論文(およびこれに付随した動画)^(*)中に使用している図・表なども、第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害しないことを保証いたします。(注：^(*)を付した () 書きの内容は論文に付随した動画がある場合に限る)

論文題目—(Title of paper/article) : _____

著者氏名 (複数の場合、全員を記載のこと)—(Complete list of authors) :

掲載予定論文誌名—(Publication title) : _____ 日本ロボット学会誌 _____ 巻 _____ 号 _____

著者氏名 (自筆、著者が複数の場合は、代表者)—(Authorized signature) :

住所—(Address) : _____

日付—(Date) : _____ 年—(Year)— _____ 月—(Month)— _____ 日—(Day)— _____

(本譲渡書を採録決定時に提出すること)